

# 浦臼町へ転入される方へ ～手続きチェックシート～

該当	チェック	内容	対象となる方	必要なもの	担当窓口
		転入届 (住み始めてから14日以内)	転入するすべての方	・印鑑 ・前住所地の市区町村長が発行した転出証明書 ・届出人の運転免許証や顔写真付きの公的な身分証明書	役場1階 くらし応援課住民係 0125-68-2112
		印鑑登録	印鑑証明が必要な方	・印鑑 ・登録料(1件200円) ・運転免許証や顔写真付きの公的な身分証明書 ・外国人の方は、在留カード	
		国民健康保険	国民健康保険に加入する方	・印鑑	
		後期高齢者医療	75歳以上の方または65歳以上ですすでに後期高齢者医療制度の対象となっている方	・印鑑 ・前住所地の後期高齢者医療広域連合が発行した「負担区分等証明書」(道外からの転入者のみ)	
		乳幼児・児童及び生徒医療費	高校3年生までのお子さんのいる方	・印鑑 ・所得課税証明書 ・児童の健康保険証 ・通帳	
			※18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方に支給されます		
		ひとり親家庭等医療費助成	前住所地で受給されていた方	・印鑑・健康保険証・戸籍謄本・所得課税証明書	
		重度心身障がい者医療費助成	前住所地で受給されていた方	・印鑑・健康保険証・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳・所得課税証明書	
		児童手当	中学校3年生までのお子さんのいる方	・印鑑 ・養育者の健康保険証 ・養育者名義の通帳 ・養育者の所得課税証明書	
			※15歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方に支給されます		
		児童扶養手当	前住所地で受給されていた方	・印鑑 ・児童扶養手当証書	
		特別児童扶養手当	前住所地で受給されていた方	・印鑑 ・特別児童扶養手当証書	
		認定こども園	お子さんの入園を希望される方	・印鑑 ・所得課税証明書 ・保育の場合は就労証明書等	
		犬の登録	犬を飼っている方	・登録される犬の状況を届出してもらいます	
		ごみの出し方	転入するすべての世帯	・窓口にてゴミパンフレットをお渡しします	
		原動機付自転車	原動機付自転車(125cc以下)を所有されている方	・印鑑 ・前住所地での廃車証明	役場1階 くらし応援課税務係 0125-68-2112
		上下水道	上下水道使用者	・印鑑	役場1階 建設課技術係 0125-68-2113
		防災行政無線受信機	転入するすべての世帯に防災行政無線受信機をお貸しします	・印鑑	役場2階 総務課庶務係 0125-68-2111
		介護保険	65歳以上の方または要介護認定を受けている40歳～64歳の方	・印鑑 ・介護保険受給資格証明書 (要介護認定を受けている方のみ)	保健センター 介護福祉係 0125-69-2100
		身体障がい	身体障害者手帳をお持ちの方	・印鑑 ・身体障害者手帳	
		知的障がい	療育手帳をお持ちの方	・印鑑 ・療育手帳	
		精神障がい	精神障害者手帳をお持ちの方 自立支援医療受給者の方	・印鑑 ・精神障害者手帳または自立支援医療受給者証	
		妊婦健康診査受診票の交付	妊婦の方	・母子健康手帳	保健センター 子育て支援係 0125-69-2100
		予防接種予診票の交付	20歳未満の方	・母子健康手帳(予防接種の記録、済証)	
		紙おむつ等購入費用助成	3歳未満のお子さんのいる方	・印鑑 ・お子さんの生年月日がわかるもの(健康保険証など)	
		子育て用品リース助成	2歳未満のお子さんのいる方	・印鑑 ・お子さんの生年月日がわかるもの(健康保険証など)	
		小・中学校(転校手続き)	小・中学生のお子さんのいる方	・転入届の写し(役場住民係窓口で交付)	教育委員会 学務係 0125-68-2166
		高等学校通学等支援助成	高等学校等に通学等する生徒の保護者	・印鑑 ・在学証明書 ・振込先金融機関の通帳	
		浦臼町こども広場	浦臼町こども広場への利用を希望される方 (小1～小6まで)	・印鑑 ・登録料(年間2,000円) ※長期休業期間利用する場合は別途1,000円	教育委員会 社会教育係 0125-68-2166

※上記以外に手続きに必要なものがある場合があります。詳しくは各担当へお問い合わせください。